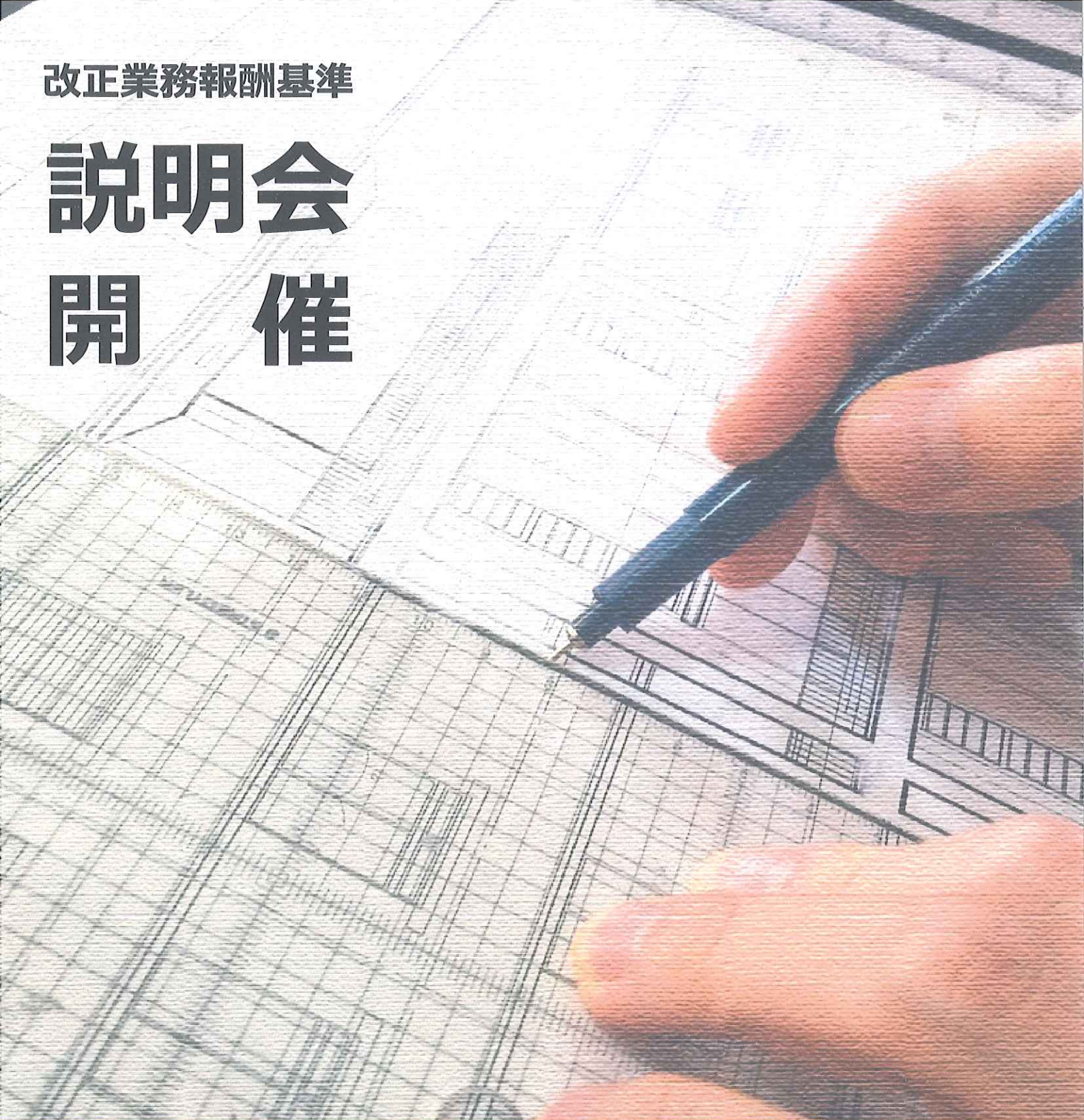


改正業務報酬基準

# 説明会 開催



建築士事務所の開設者がその業務に関して  
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年  
告示第98号  
版

参加費  
**無料!**

DVD講習

CPD  
認定  
プログラム

## 開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

## 主催等

主催：公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人和歌山県建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、  
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会

協力：国土交通省

## 講義科目

- ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ②改正建築士法の概要（情報提供）

## 開催地・開催日時・定員・会場・申込先等

- 定員に達し次第締め切ります。（先着順）
- 当日、テキストを無料で配布いたします。

①開催日時 平成31年3月18日（月） 14:00～16:00（受付13:30～）

定員 40名

会場 和歌山県建築士会館（和歌山市ト半町38番地）

②開催日時 平成31年3月20日（水） 14:00～16:00（受付13:30～）

定員 40名

会場 田辺建築センター（田辺市朝日ヶ丘15-13）

※駐車場が少ないのでできるだけ乗り合わせをお願いします。

申込票 お名前

①和歌山市会場

勤務先

②田辺市会場  どちらかにレ点

住所

連絡先

和歌山県建築士会 行き FAX：073-433-2772

TEL：073-423-2562 E-mail：info@wakayama-aba.jp